

第2回 自動車関係税制に関する研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年4月15日（木）15：00～16：35
- 場 所：総務省7階 省議室
- 出席者：神野座長、小西座長代理、井手委員、大塚委員、勝原委員、佐藤委員、塩入委員、辻委員、目黒委員、渡井委員
小川総務政務官、岡本事務次官、岡崎自治税務局長、滝本審議官
事務局：青木企画課長、山崎都道府県税課長、内藤市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配付資料】

- 資料1 自動車関係税の現状等
- 資料2 軽自動車税の現状等

【事務局説明】

- 事務局より、配付資料に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- 課税根拠の整理をしっかりと行うべき。
- 自動車取得税は流通税として課税されているものであり消費に対する課税ではなく、消費税と同列に議論するものではない。
- 自動車関係税は偏在性が低く、また、エコカー減税をみても分かるように、政策税制として有効なツール。
- また、自動車取得税を仮に廃止すれば自動車の売上げが伸びて法人税収に跳ね返ることが見込まれ、国と地方、道府県と市町村のバランスに影響を与えることや偏在性の拡大につながってしまうのではないか。
- 自動車関係税の見直しが他の税の税収にどう跳ね返るかまで考えているのは制約が大きすぎて答えが出ないのではないか。
- 軽自動車税の創設時には徴税技術上の利点もあって市町村税とされた経緯もあるようだが、原付などをみると、現在その利点は失われつつあるのでは

ないか。

- 最近の自動車関係税制に関する議論では CO2 排出削減が中心となっており地球温暖化対策がメインとなっているが、排出ガス対策 (NOx・PM) についても考えなくてはならない。
- その場合には、現在ほとんどの新車が H17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) となっていることを踏まえ、さらに低減が進むような税制を仕組むことも検討すべきではないか。
- 最近の新車販売状況をみると環境性能の優れた自動車の販売が多数を占めているようだが、新たな税制を考えるに当たって既存の制度 (エコカー減税やエコカー補助金) の効果を検証することが必要。
- 徴収方法についても実務的な視点から検討を進めることが必要。
- 自動車関係税に環境の観点を導入するには、取得・保有・走行の各段階における効果を検証しつつ、いずれの段階に導入することがより効果的かということを検討しなければならない。
- 新たな自動車関係税において、目的税的な制度にするのかどうかという問題がある。

【次回の予定】

平成 22 年 5 月 28 日 (金) 17:00~

(以上)